



鳥取県公報

平成13年 6月29日(金)
号外第70号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日 を定める規則(50)(交通政策課).....	1
	鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則(51)().....	1

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県営鳥取空港の各施設の利用時間を、それぞれ定めることとした。
- 2 国際交流センターの休館日を定めることとした。
- 3 この規則は、平成13年 7月 1日から施行することとした。

規 則

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成13年 6月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第50号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成13年鳥取県条例第23号)附則ただし書に規定する改正の施行期日は、平成13年 7月 1日とする。

鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 6月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第51号

鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則

鳥取県営鳥取空港管理規則（昭和42年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 略</p> <p>(利用時間)</p> <p>第1条の2 空港の利用時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>(1) 鳥取空港国際会館（国際交流センターを除く。） 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 国際交流センター 午前9時から午後6時まで</p> <p>(3) 前2号に掲げる施設以外の施設 午前7時30分から午後9時30分まで</p> <p>(国際交流センターの休館日)</p> <p>第1条の3 国際交流センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日</p> <p>2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、国際交流センターを臨時に開館し、又は休館日に開館することができる。この場合においては、知事は、あらかじめその旨を国際交流センターの施設内に掲示する等して周知しなければならない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 略</p>

附 則

この規則は、平成13年7月1日から施行する。